日調連発第３４８号
平成２３年１２月２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等における留意点の解説資料について

客月29日付け日調連発第342号をもって通知しました標記の地積測量図の作成等における留意点について、別添のとおり解説資料を取りまとめましたので参考までに送付します。

平成２３年１１月３０日
日本土地家屋調査士会連合会

解 説 資 料

（東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等における留意点について）

平成 23 年 11 月 17 日付け法務省民二第 2775 号の「東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果公表されたことに伴う地積測量図の作成等における留意点について（通知）」（以下「民事局通知」という。）での参考記載例を日調連技術センターにおいて検討作成しましたのでお知らせいたします。

なお、本解説資料の参考記載例につきましては各法務局、地方法務局と協議の上、運用いただくようお願い申し上げます。

１．世界測地系（測地成果 2011）への移行について

(1) 平成 23 年 10 月 21 日に測量法施行令の原点数値の改正がなされたことにより、基本測量及び公共測量の基準は世界測地系（測地成果 2011）となりました。
なお、これは全国一律で該当することになります。

（資料）測量法施行令の一部を改正する政令について
http://www.gsi.go.jp/seisakuchousei/seisakuchousei60002.html

(2) 測量法の原点数値の改正に伴う成果の表記の方法は、「世界測地系（測地成果 2011）」となり、改正前の世界測地系の表記と区別することになります。

（資料）基準点成果表の表記方法について
http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/jishin/kisairei.html

(3) 民事局通知２の(4)に基づく「パラメータ変換」を行なう際は、地震などに伴う補正ソフトウェア「PatchJGD」（「PatchJGD(標高版)」）と補正パラメータ・ファイルを用いた補正（座標補正及び標高補正）と「公共測量成果改定マニュアル」を参照してください。

（資料）
地震などに伴う地殻変動による位置の変化を補正するためのソフトウェア

http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/patchjgd/download/index.html

公共測量成果改定マニュアル

http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/download/patch/patch_manual.pdf

(4) 公共基準点の補正方法には、「改測」「改算」「補正パラメータを用いた補正」の３種類の方法があります。

２．地積測量図への参考記載例（民事局通知１の地域）

以下の各号参考記載例は民事局通知２の各号に対応させています。

(1) 前段

近傍の基本三角点等の成果値が改定されている場合

＊ 測地系は、「世界測地系（測地成果 2011）」と記載

測量の基準				既知点の名称及び座標値				備考
測地系		既知点	座標変換	点名	X 座標	Y 座標	標識	
世界測地系（測地成果 2011）	7	街区三角点	—	1001A	1234.567	1234.567	金属標	

(1) 後段

近傍の基本三角点等の成果値が改定されていない場合

＊ 測地系は「世界測地系（測地成果 2000）」と記載

＊ 成果値が改定されるまでの当分の間は、備考に「地震前の基本三角点等の成果に基づき測量」と記載

測量の基準				既知点の名称及び座標値				備考
測地系		既知点	座標変換	点名	X 座標	Y 座標	標識	
世界測地系（測地成果 2000）	7	街区三角点	—	1001A	1234.567	1234.567	金属標	地震前の基本三角点等の成果に基づき測量

(2) 基本三角点等を使用して本年 3 月 11 日から 10 月 31 日までの間の測量に基づき作成された地積測量図で、測量データが残っていて基本三角点等の成果値が改定されている場合

＊ 基本三角点等の座標値を改定された成果値に入れ替え計算し、筆界点座標値を「改算」し、求めます。

＊ 測地系は「世界測地系（測地成果 2011）」と記載

＊ 備考に「 筆界点は改定成果値により改算」と記載

測量の基準				既知点の名称及び座標値				備考
測地系		既知点	座標変換	点名	X 座標	Y 座標	標識	
世界測地系（測地成果 2011）	7	街区三角点	—	1001A	1234.567	1234.567	金属標	筆界点は改定成果値により改算

(4) 基本三角点等の管理者が成果値の改定を行っておらず、土地家屋調査士が補正ソフトウェア「PatchJGD」と補正パラメータ・ファイルを用いた改算（座標補正）をする場合

＊ 測地系は「世界測地系（測地成果 2011）」と記載

＊ 座標変換は「有」と記載

＊ 備考に「補正パラメータの名称」と「バージョン」を記載

測量の基準				既知点の名称及び座標値				備考
測地系		既知点	座標変換	点名	X 座標	Y 座標	標識	
世界測地系（測地成果 2011）	7	街区三角点	有	1001A	1234.567	1234.567	金属標	touhokutaiheiyouoki2011.par.Ver1.0.0

（補足）

※民事局通知の「再測量又はパラメータ変換がされたものであることの記録(使用する基本三角点等の点名の横に記録)」は「世界測地系（測地成果 2011）」の表記で対応させています。

※基本三角点等の管理者が行った成果値の改定の方法は表記しません。

※世界測地系（測地成果 2011）に移行したため、世界測地系（測地成果 2000）の座標値は、広義の意味で任意座標値として取り扱われることとなります。
なお、この取り扱いに際し、地積測量図に「任意座標」の記載は必要とされていません。

※ 民事局通知２の(4)の「管理者がパラメータ変換を行なったものに準じた取り扱い」を示すため、座標変換欄にその有無及び備考欄にその方式を記しています。

３．不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書への参考記載例

民事局通知２の(3)の「記録」は次の記載例を参考としてください。

＊ 「震災後も筆界の相対的位置関係に移動は生じてない。」を調査報告書Ⅴ編「地積の測量方法に関する情報」内の「報告事項」欄に記載

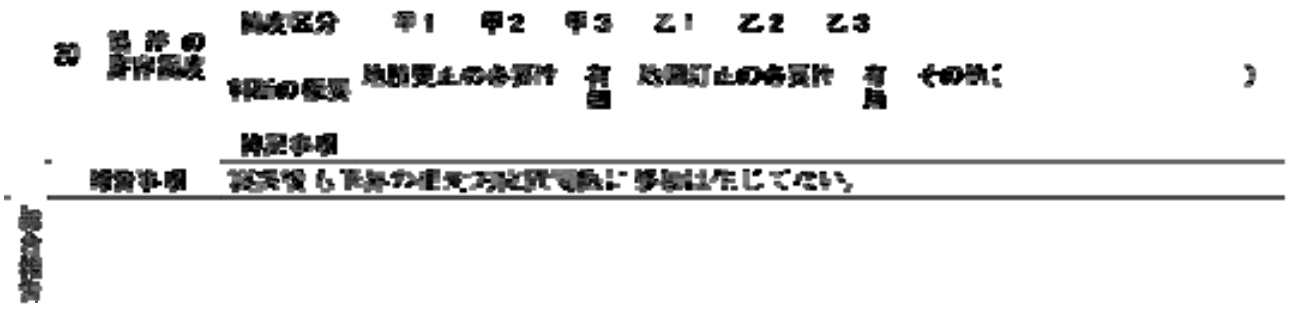

４．地積測量図への参考記載例（民事局通知１の以外の地域）

＊ 従前の取り扱いの内、測地系を「世界測地系（測地成果 2011）」と記載してください。

（その他）

参考として別紙フローチャートをご利用ください。

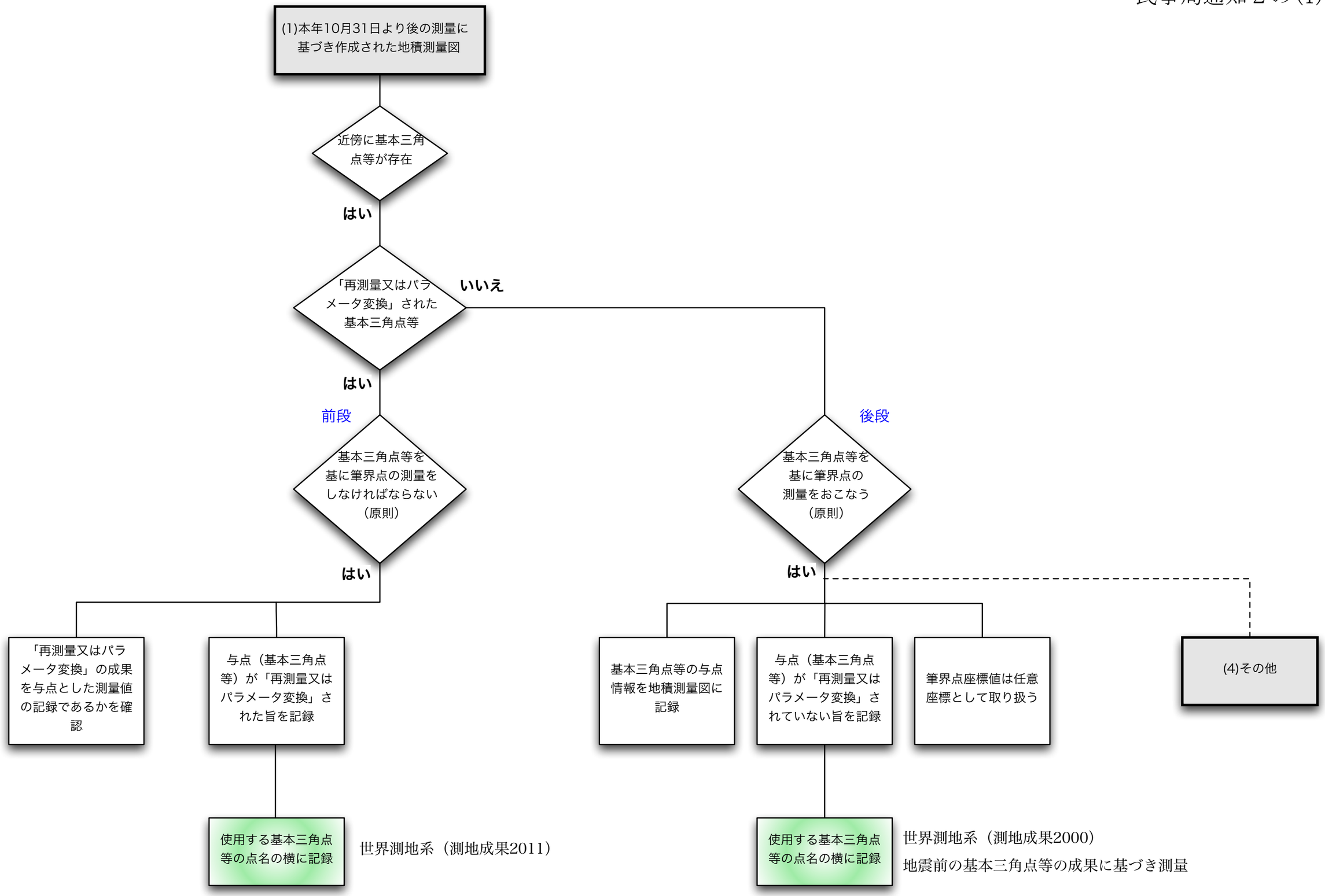
(1)本年10月31日より後の測量に基づき作成された地積測量図
近傍に基本三角点等が存在
はい
「再測量又はパラメータ変換」された基本三角点等
いいえ
はい
前段
後段
基本三角点等を基に筆界点の測量をしなければならない（原則）
基本三角点等を基に筆界点の測量をおこなう（原則）
はい
「再測量又はパラメータ変換」の成果を与点とした測量値の記録であるかを確認
与点（基本三角点等）が「再測量又はパラメータ変換」された旨を記録
使用する基本三角点等の点名の横に記録
世界測地系（測地成果2011）
基本三角点等の与点情報を地積測量図に記録
与点（基本三角点等）が「再測量又はパラメータ変換」されていない旨を記録
筆界点座標値は任意座標として取り扱う
(4)その他
使用する基本三角点等の点名の横に記録
世界測地系（測地成果2000）
地震前の基本三角点等の成果に基づき測量

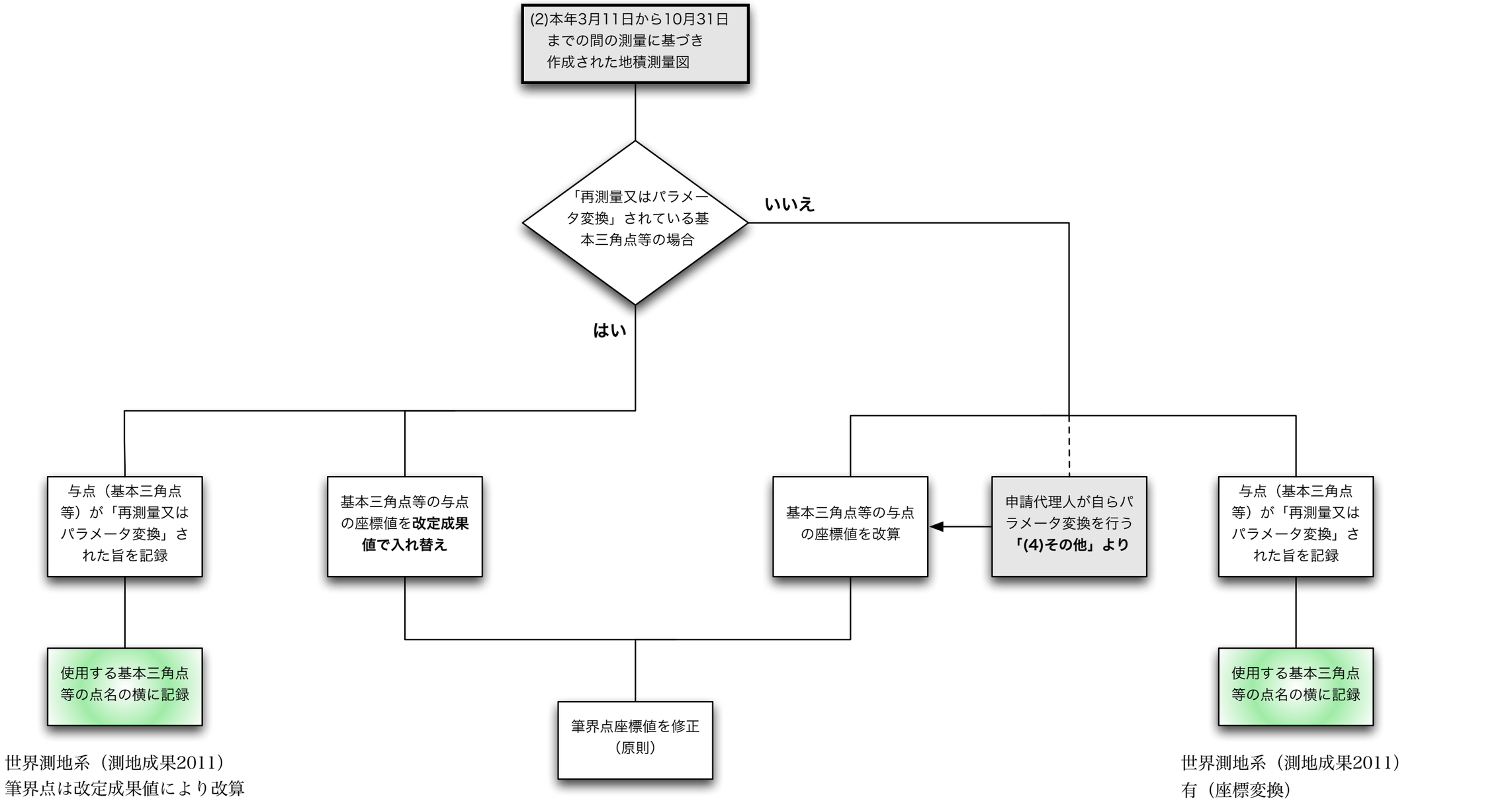
(2)本年3月11日から10月31日
までの間の測量に基づき
作成された地積測量図
「再測量又はパラメータ変換」されている基本三角点等の場合
いいえ
はい
与点（基本三角点等）が「再測量又はパラメータ変換」された旨を記録
使用する基本三角点等の点名の横に記録
世界測地系（測地成果2011）
筆界点は改定成果値により改算
基本三角点等の与点の座標値を改定成果値で入れ替え
筆界点座標値を修正（原則）
基本三角点等の与点の座標値を改算
申請代理人が自らパラメータ変換を行う「(4)その他」より
与点（基本三角点等）が「再測量又はパラメータ変換」された旨を記録
使用する基本三角点等の点名の横に記録
世界測地系（測地成果2011）
有（座標変換）
touhokutaiheiyouoki2011.par.Ver1.0.0
（使用パラメータ･ファイル名）
筆界点は改定成果値により改算

民事局通知２の(3)

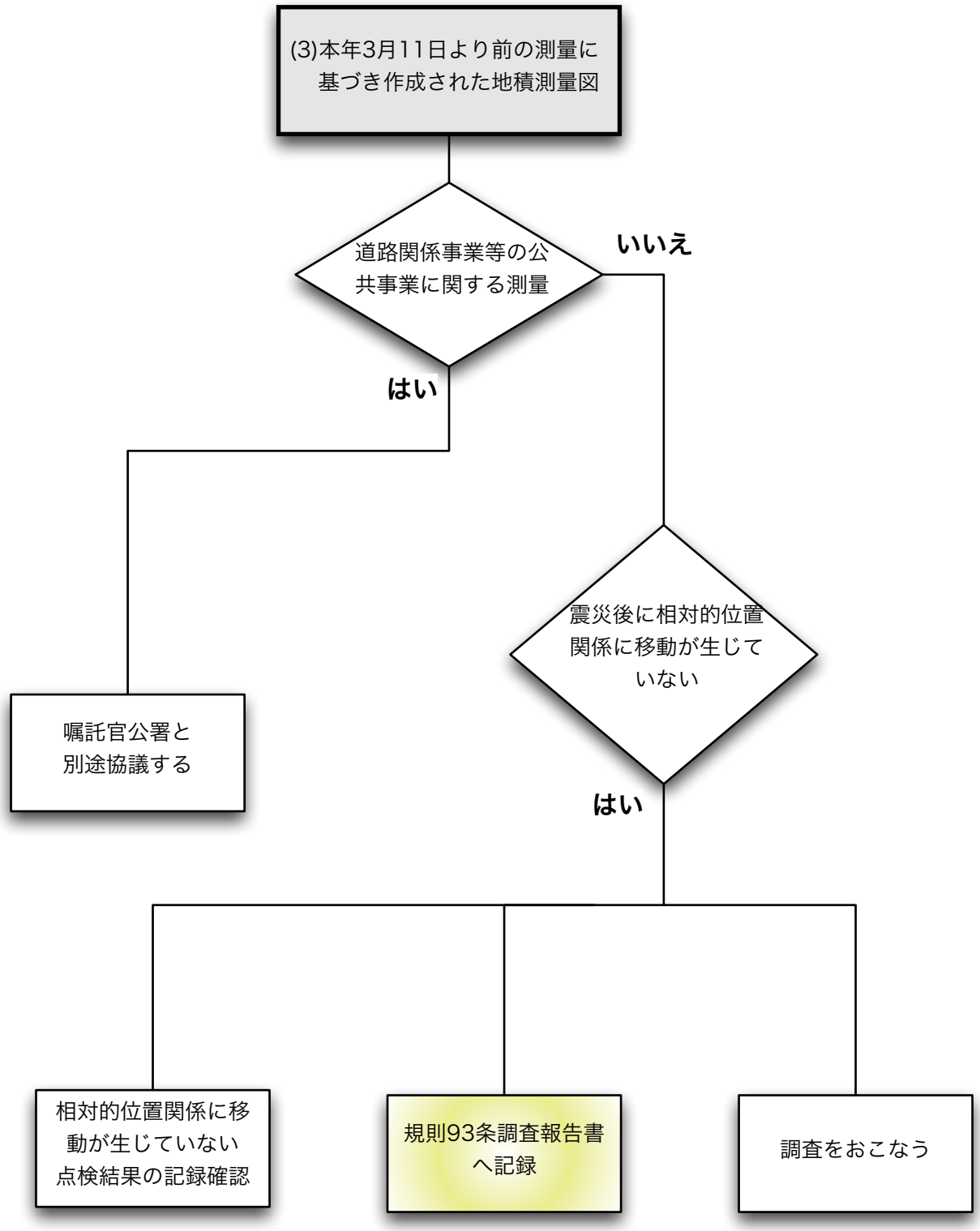

震災後も筆界の相対的位置関係に移動は生じてない。

民事局通知２の(4)
測量法施行令改正

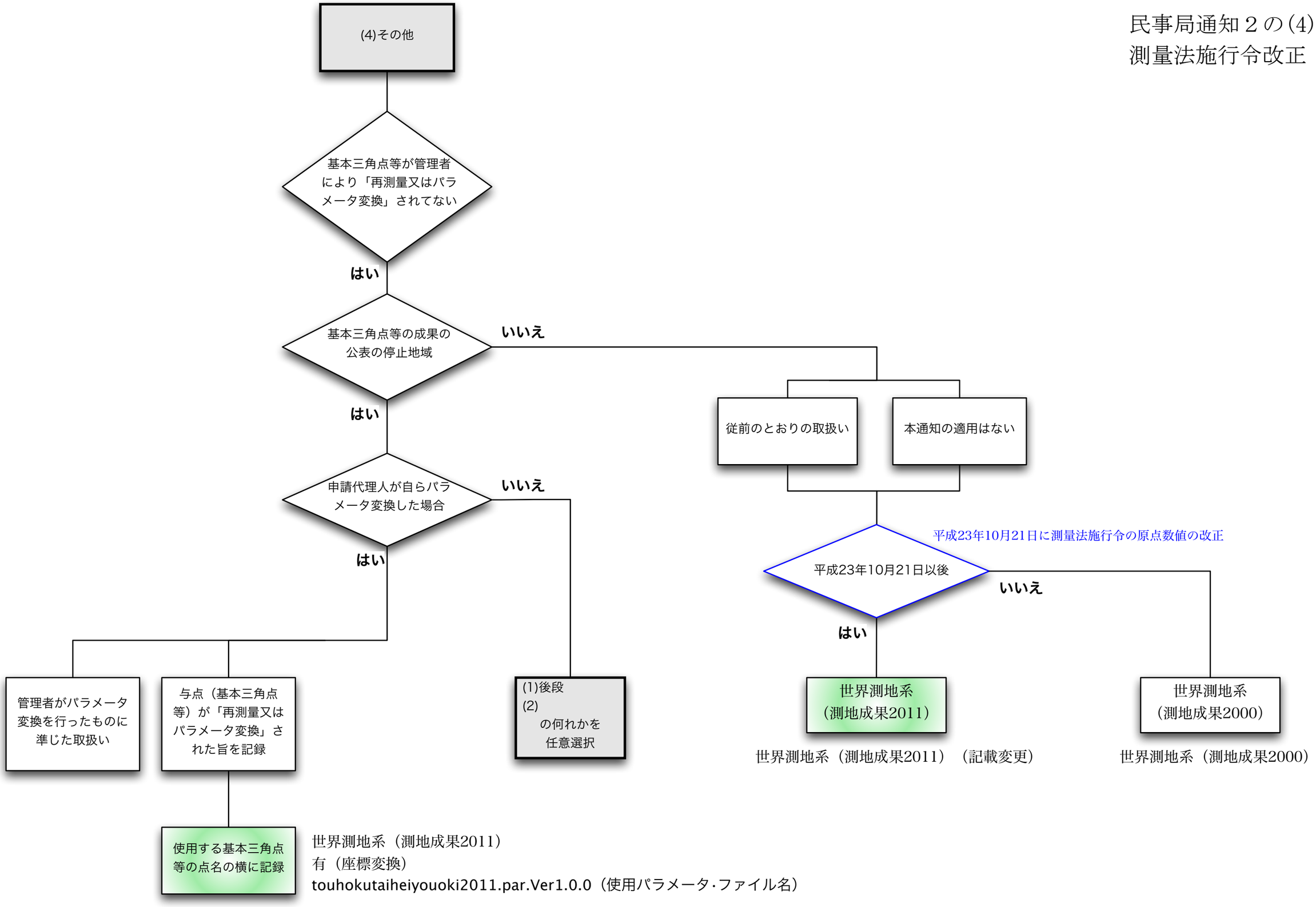

民事局通知

民事局通知2

(1)本年10月31日より後の測量に基づき作成された地積測量図

近傍の基本三角点等が「再測量又はパラメータ変換」されている場合

はい

前段

世界測地系（測地成果2011）の成果を基に筆界点の測量を行う（原則）

《取り扱い》
※与点（基本三角点等）が「再測量又はパラメータ変換」された旨を記録
※使用する基本三角点等の点名の横に「世界測地系（測地成果2011）」と記録

記載例（1）前段参照

いいえ

後段

世界測地系（測地成果2000）の成果を基に筆界点の測量を行う（原則）

《取り扱い》
※与点（基本三角点等）が「再測量又はパラメータ変換」された旨を記録
※筆界点座標値は任意座標として取り扱う
※使用する基本三角点等の点名の横に「世界測地系（測地成果2000）」と記録し、「地震前の基本三角点等の成果に基づき測量」と

記載例（1）後段参照

民事局通知2

(2)本年3月11日から10月31日までの間の測量に基づき作成された地積測量図

近傍の基本三角点等が「再測量又はパラメータ変換」されている場合

はい

基本三角点等の与点の座標値を改定成果値で入れ替え、筆界点座標値を修正（原則）

《取り扱い》
※与点（基本三角点等）が「再測量又はパラメータ変換」された旨を記録
※使用する基本三角点等の点名の横に「世界測地系（測地成果2011）」記録し、「筆界点は改定成果値により改算」と付け加える

記載例（2）参照

いいえ

調査士自らパラメータ変換を行い基本三角点等の与点の座標値を改算、筆界点座標値を修正（原則）

《取り扱い》
※与点（基本三角点等）が「再測量又はパラメータ変換」された旨を記録
※使用する基本三角点等の点名の横に「世界測地系（測地成果2011）」記録し、「有（座標変換）」と「touhokutaiheiyouoki2011.par.Ver1.0.0」の使用パラメータ･ファイル名および「筆界点は改定成果値に

記載例は（2）と（4）の複

民事局通知2

(3)本年3月11日より前の測量に基づき作成された地積測量図

道路関係事業等の公共事業に関する測量

はい

嘱託官公署と別途協議する

いいえ

震災後に相対的位置関係に移動が生じていない

《取り扱い》
※相対的位置関係に移動が生じていない点検結果の記録確認　※規則93条調査報告書に「震災後も筆界の相対的位置関係に移動は生じてない」旨を記録
※法務局は移動の有無を調査する

いいえ

再測量

(4)その他
基本三角点等が管理者による「再測量又はパラメータ変換」

基本三角点等の成果の公表の停止地域

はい

申請代理人が自らパラメータ変換した場合

はい

《取り扱い》
※与点（基本三角点等）が「再測量又はパラメータ変換」された旨を記録　※管理者がパラメータ変換を行ったものに準じた取扱い
※使用する基本三角点等の点名の横に「世界測地系（測地成果2011）」と記録し、「有（座標変換）touhokutaiheiyouoki2011.par.Ver1.0.0」と使用パラメータ･ファイル名

記載例（4）参照

いいえ

《取り扱い》
※(1)後段と(2)の何れかの適用を任意に選択

いいえ

《取り扱い》
従前のとおり本通知の適用はない

但し
平成23年10月21日以降は測量法施行令の原点数値の改正の適用は受けるため「世界測地系（測地成果2000）」ではなく「世界測地系（測地成果2011）」と記載する